相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、相模原市体育館　指定管理者募集要項に係る正誤表

関連資料等	頁・行等	誤	正
募集要項	４ページ　「４　その他」 表中「市体育館」「自動販売機」の「使用許可の相手方」欄	公益財団法人　相模原市都市整備公社	公益財団法人　相模原市まちみどり公社
【資料 1】 指定管理者選考の評価票	２ページ 表中「５　団体独自の発想に基づく提案」の「評価の視点」欄	※記載に誤りはありませんが、次の「評価の視点」の項目について、右記のとおり留意事項を補足させていただきます。 「評価の視点」下段の項目 「・提案された事業の参加料の設定は募集要項の仕様に沿ったものになっているか。」	＜留意事項＞ 　自主事業に係る料金設定にあたっては、公共施設において実施することを勘案し、事業に係る経費に比べ著しく高額にならないよう料金設定を行うこと。
【資料 13－1】 総合体育館スポーツ振興事業の実績	１ページ 表中「6　トランポリン教室」の「実施回数」欄	「１」	「４」
【資料 24】 リスク分担	２ページ 表中「施設・設備の損傷リスク」の項目「16」の「リスクの内容」欄	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用負担（250 万円を超える）	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用負担（130 万円を超える）
	２ページ 表中「施設・設備の損傷リスク」の項目「17」の「リスクの内容」欄	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用負担（250 万円以下）	上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用負担（130 万円以下）